

八戸港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 25 年 7 月

八戸港港湾管理者

青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成21年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成23年 4月 交通政策審議会第41回港湾分科会
- ・平成24年12月 青森県地方港湾審議会

の議を経た八戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1. 廃棄物処理計画	2

変更理由

浚渫土砂の処分用地を確保するため、八太郎地区において廃棄物処理計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1. 廃棄物処理計画

本港における浚渫土砂 10 万 m³ を埋立処分するため、次のとおり計画を変更する。

八太郎地区 海面処分・活用用地 50 ha [既定計画の変更計画]

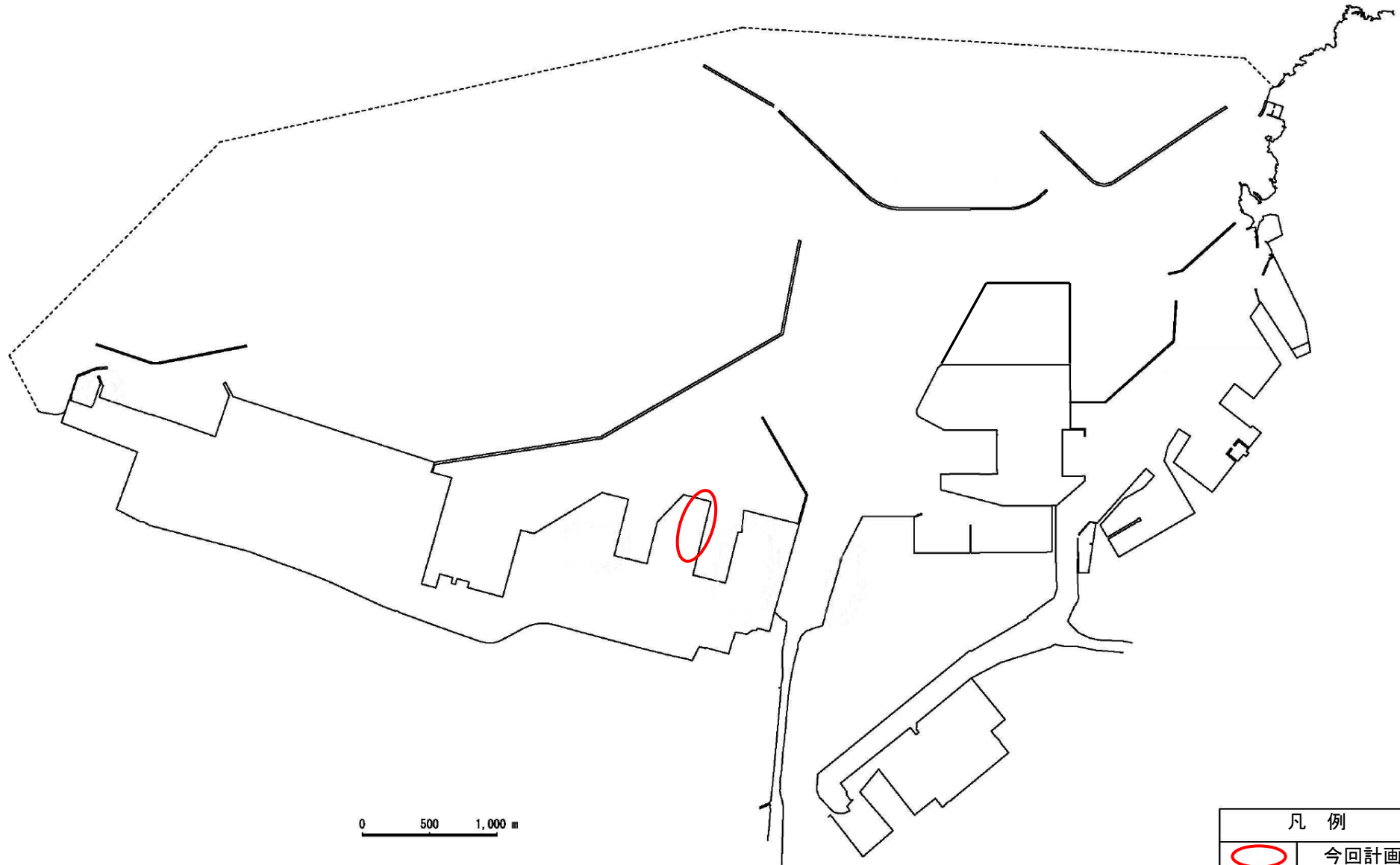
なお、浚渫土砂の処分が終了した用地については、埠頭用地 2 ha、工業用地 4.7 ha 及び交通機能用地 1 ha として土地利用を図る。

[既定計画の変更計画]


既定計画

八太郎地区 海面処分・活用用地 4.8 ha (うち 4.7 ha 工事中)

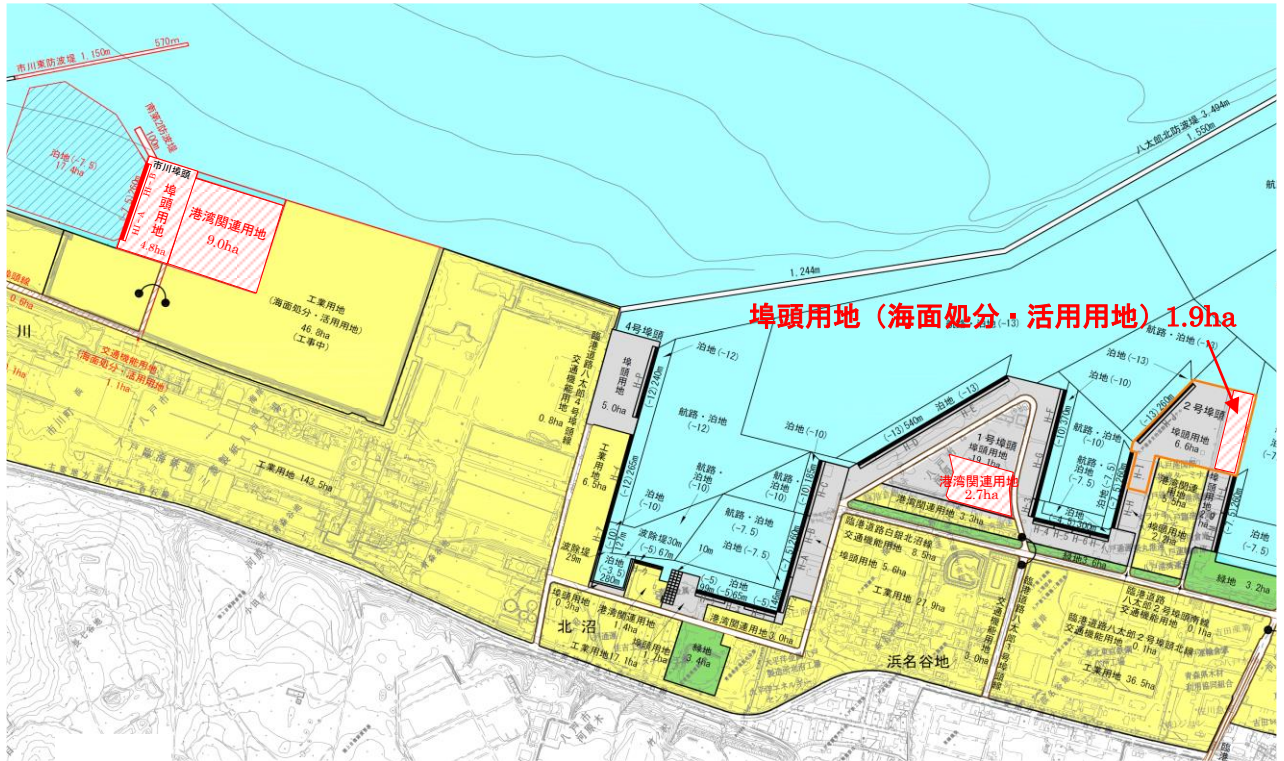
八戸港港湾計画位置



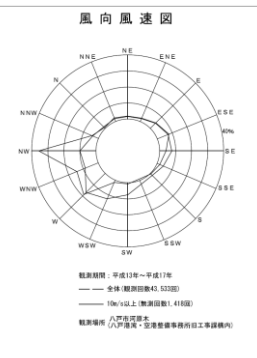
0 500 1,000 m

凡 例	
	今回計画

八戸港港湾計画図（八太郎地区）



縮尺 1:26,000



凡 例		
	航路・泊地	(既設)
	公共岸壁	(既設)
		(既定計画)
	埠頭用地	(既設)
		(既定計画)
	緑地	(既設)
	臨港道路	(既設)
		(既定計画)
	工業用地	(既設)
	港湾関連用地	(既設)
		(既定計画)
	効率的な運営を特に促進する区域	